

○大府市循環バス運行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環バス（以下「バス」という。）を運行することにより、市民の地域社会参加の促進及び公共施設への交通の利便性の向上を図ることを目的とする。

(車両)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な車両を確保する。

(路線)

第3条 バスの路線は、東コース、北コース、西コース、南コース及び中央コースとする。

2 前項の路線の起点及び終点は、次のとおりとする。

- (1) 東コースは、大府駅東とする。
- (2) 北コースは、共和駅東とする。
- (3) 西コースは、共和駅西とする。
- (4) 南コースは、大府駅西とする。
- (5) 中央コースは、大府駅東とする。

3 第1項の路線の経路は、左回り及び右回りとし、1便ごとに経路を変えて運行するものとする。

(運行)

第4条 バスは、12月29日から1月3日までの6日間を除く毎日運行する。

2 市長は、天災、路線点検等作業その他やむを得ない理由により、バスの運行に支障があると認めるときは、運行区間を制限し、運行期間若しくは運行時刻を変更し、又は運行を中止することができる。

3 市長は、前項の規定により運行区間を制限し、運行期間若しくは運行時刻を変更し、又は運行を中止するときは、速やかに市民に対しその旨を周知するよう努めるものとする。

(運行回数)

第5条 中央コースの運行回数は1日16便とし、中央コース以外の路線の運行回数は1日7便とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる路線は、当該各号に定める区間を1日1便運行するものとする。

- (1) 東コース 大府みどり公園から大府駅東まで
- (2) 北コース 大府みどり公園から共和駅東まで
- (3) 南コース 知北平和公園から大府駅西まで

(停留所等)

第6条 バスの各路線における停留所は、別に公示する。

2 バスの起点及び各停留所に、発車又は通過時刻を表示した標識を設置する。

(運賃)

第7条 バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、各路線とも1回の乗車につき100円の運賃を乗車時に支払うものとする。ただし、次条に規定する乗継券を利用して

乗車する場合は、無料とする。

(乗継券の発行)

第8条 バスの運転手は、利用者から他の路線への乗り継ぎの申出を受けた場合は、乗継券を発行し、バスの降車時に、利用者に交付するものとする。

2 前項の乗継券が交付可能な停留所は、別に公示する。

3 第1項の乗継券は、当日に限り有効とする。

(運賃の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運賃を免除することができる。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳をバスの運転手に提示したもの

(2) 前号に規定する者1名につき、その介助者1名

(3) 小学生以下の者

(4) 中学生で生徒手帳を運転手に提示したもの

(5) 市が発行する「大府市循環バス無料券(ふれあいパス70)」の交付を受けている者のうち、当該無料券をバスの運転手に提示したもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた者

(遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) バスの運転手の指示に従うこと。

(2) 法令の規定を守ること。

(3) 公の秩序及び善良の風俗に反しないこと。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。